

議案第48号

専決処分に対し承認を求めることについて

石岡市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年5月19日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、石岡市都市計画税条例の一部を改正したため。

改 正 要 綱

現行の土地に係る負担調整措置等を継続したこと。

石岡市告示第155号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により石岡市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように処分する。

平成27年3月31日

石岡市長 今 泉 文 彦

石岡市都市計画税条例の一部を改正する条例

(平成27年3月31日石岡市条例第23号)

石岡市都市計画税条例（平成17年石岡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は第28項」を「第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第14項中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第5項及び第7項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第6項及び第9項」に、「附則第6項、第8項及び第9項」を「附則第7項、第9項及び第10項」に、「附則第8項から第10項まで」を「附則第9項から第11項まで」に、「附則第10項」を「附則第11項」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項の前の見出しを削り、同項を附則第12項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）」を付する。

附則第10項（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に、「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に、「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第5項」を「附則第6項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項の前の見出しを削り、同項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第6項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第4項（見出しを含む。）中「法附則第15条第34項」を「法附則第15条第36項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第3項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第18項の条例で定める割合）

- 4 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の石岡市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第4項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第18項に規定する家屋に対して課すべき平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用する。